

# 様式 1 公表されるべき事項

別 添

## 自動車検査独立行政法人の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬は、国家公務員の給与水準を考慮するとともに、期末特別手当について、役員の勤務実績に応じて、増額又は減額できることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	特になし
理事	特になし
理事(非常勤)	特になし
監事	特になし
監事(非常勤)	特になし

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 6,070	千円 2,982	千円 2,611	千円 477 (地域手当)		6月30日	
法人の長	千円 13,043	千円 8,946	千円 2,285	千円 1,431 (地域手当) 381 (通勤手当)	7月1日		
A理事	千円 16,521	千円 10,116	千円 4,637	千円 1,618 (地域手当) 150 (通勤手当)			◇
B理事	千円 16,442	千円 10,116	千円 4,637	千円 1,618 (地域手当) 71 (通勤手当)			◇
C理事	千円 5,191	千円 2,529	千円 2,214	千円 404 (地域手当) 44 (通勤手当)		6月30日	*
D理事	千円 6,630	千円 5,058	千円 726	千円 809 (地域手当) 37 (通勤手当)	10月1日		

A監事	千円 4,445	千円 2,184	千円 1,912	千円 349 (地域手当)		6月30日	*
B監事	千円 9,621	千円 6,552	千円 1,673	千円 1,048 (地域手当) 348 (通勤手当)		7月1日	*
C監事 (非常勤)	千円 2,976	千円 2,976	千円 0	千円 0			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

### 3 役員退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	11,719	6		H20.6.30	—	支給額は当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率(1.0)を用いて支給した額である	
理事A	9,939	6		H20.6.30	—	支給額は当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率(1.0)を用いて支給した額である	*
監事A	3,276	3		H20.6.30	—	支給額は当該役員が在職した期間の業績勘案率が決定されていないため、暫定的な業績勘案率(1.0)を用いて支給した額である	*

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

中期計画を踏まえた中で、職務に応じた職員の配置、適正な人件費管理に努めている。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与改定にあたっては、業務の実績及び中期計画の人件費の見積り等を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等を考慮し定めている。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務実績に応じて、昇給、勤勉手当の支給割合の加減を行う。

#### [能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	一定期間の職員の勤務成績に応じて、勤勉手当の支給割合を加減。
俸給	職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度を導入。

#### ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

地域手当の支給割合を一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員と同様に改正。

例 本部:14.5%→16%

### 2 職員給与の支給状況

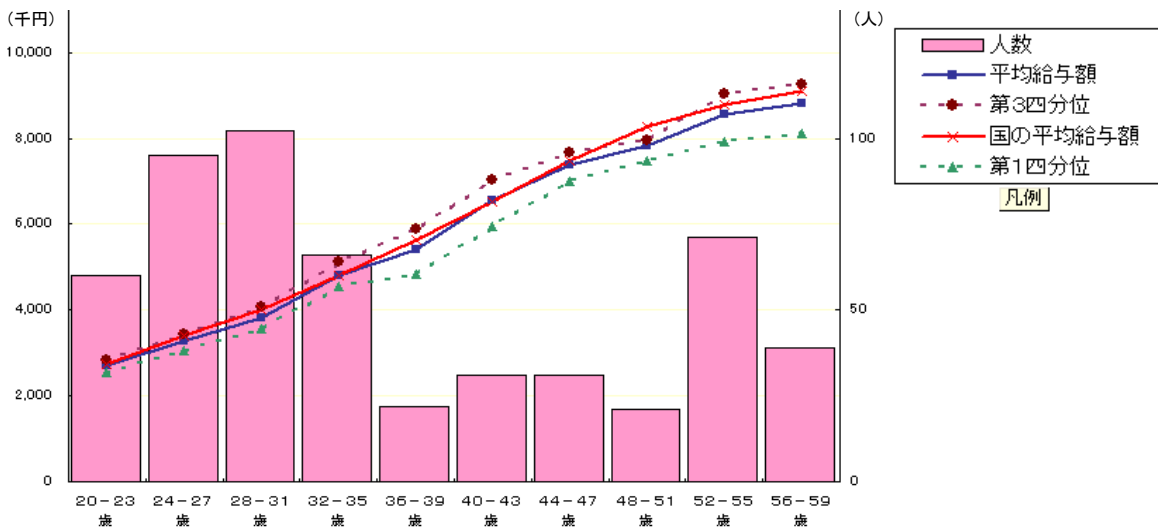
#### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	538	36.8	5,471	4,015	178	1,456
事務・技術	538	36.8	5,471	4,015	178	1,456

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	44	49.9	2,952	2,388	130	564
事務・技術	44	49.9	2,952	2,388	130	564

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除いている。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
本部部長	1	-	-	-	-
本部課長	6	52.8	9,838	10,349	10,597
本部課長補佐	5	47.3	8,062	8,600	9,043
本部係長	8	36.0	4,715	5,646	6,109
本部係員	3	28.5	-	4,005	-
地方係長	4	35.0	-	5,145	-
地方係員	143	24.9	2,731	3,029	3,309
地方機関部長	3	57.8	-	10,094	-
地方機関所長・課長	56	55.5	8,669	8,921	9,202
上席・主席自動車検査官	123	48.8	6,865	7,311	7,862
自動車検査官	186	31.4	3,665	4,240	4,757

注1:本部部長の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び平均額の記載はしていない。

注2:本部部長、本部係員、地方係長、地方機関部長の該当者は4名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、四分位の記載はしていない。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長相当	部長相当	部長相当	課長相当	課長相当	課長補佐相当	係長相当	係長相当	係員相当	係員相当
人員(割合)	538	1 (0.2)	0 (0)	1 (0.2)	4 (0.7)	16 (3.0)	58 (10.8)	98 (18.2)	107 (19.9)	131 (24.3)	122 (22.7)
年齢(最高～最低)		-	-	-	58～49	59～47	59～40	59～38	43～29	34～26	28～20
所定内給与年額(最高～最低)		-	-	-	7,640 ～7,154	7,934 ～6,017	7,208 ～5,262	6,965 ～4,343	4,916 ～2,818	3,500 ～2,261	2,894 ～1,763
年間給与額(最高～最低)		-	-	-	10,536 ～9,863	10,597 ～8,189	9,565 ～7,494	9,356 ～6,163	6,652 ～3,938	4,713 ～3,103	3,939 ～2,419

注1:10級～8級の該当者は2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載はしていない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	67.0%	65.8%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.5%	33.0%	34.2%
	最高～最低	43.9～32.8	42.4～29.8	41.8～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.9%	67.9%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.1%	32.1%	33.6%
	最高～最低	39.9～31.1	36.8～28.3	37.1～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

97.5

対他法人(事務・技術職員)

91.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 97.5 参考 地域勘案 99.6 学歴勘案 98.5 地域・学歴勘案 100.2
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	—
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.2% (国からの財政支出額 5,602円、支出予算の総額 14,273円:平成20年度予算) 【検証結果】 役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっており、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなっており 【累積欠損額について】 なし 【検証結果】
講ずる措置	

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成19年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,211,680	千円 5,319,311	千円 (%) △ 107,631 △ 2.0	千円 (%) △ 107,631 △ 2.0
退職手当支給額 (B)	千円 209,352	千円 26,905	千円 (%) 182,447 678.1	千円 (%) 182,447 678.1
非常勤役職員等 給与 (C)	千円 382,291	千円 394,852	千円 (%) △ 12,561 △ 3.2	千円 (%) △ 12,561 △ 3.2
福利厚生費 (D)	千円 706,137	千円 709,476	千円 (%) △ 3,339 △ 0.5	千円 (%) △ 3,339 △ 0.5
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,509,460	千円 6,450,544	千円 (%) 58,916 0.9	千円 (%) 58,916 0.9

#### 総人件費について参考となる事項

##### ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減率

i) 給与、報酬等の支給総額の対前年度比 △2.0%減。主な要因は、自己都合退職等による年度途中の欠員等による減。

ii) 最広義人件費の対前年度比 0.9%増。主な要因は、退職手当支給者の増。

##### ②「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取り組み状況

###### i) 中期目標

人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成22年度までにおいて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これに加え、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

###### ii) 中期計画

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行う。

###### iii) 上記 ii) の進捗状況

##### 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年 度 (平成17年)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
人員数 (人)	876	870	870	869
人員純減率 (%)		△0.7	△0.7	△0.8

### IV 法人が必要と認める事項

特になし